

令和4年2月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和4年1月26日(水)
招集場所	北名古屋市役所西庁舎3階 302会議室
開 会	令和4年2月2日(水) 午後1時30分
応招委員 (出席委員)	教育長 吉田 文明 委員(教育長職務代理者) 池山 健次 委員 鈴野 範子 委員 岡島 秀隆 委員 寺川 理絵 委員 山田 聡子
不応招委員 (欠席委員)	
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居竜也、教育部参事 市橋芳則、教育部次長兼学校教育課長 安井政義、 教育改革専門員 松村光洋、生涯学習課長 田中里砂、スポーツ課長 渡辺進、 学校教育課指導監 堀場健二、学校教育課長補佐 川口照恵、学校教育課主事 西原桃子
提出議案	議案第1号 令和4年度全国学力・学習状況調査について 議案第2号 令和4年度学校教育目標について 議案第3号 北名古屋指定文化財の指定について
閉 会	令和4年2月2日(水) 午後2時20分
議事日程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員

議事録作成者.....

< 午後2時 開会 >

教育長（吉田文明）

只今の出席者数は6名で、定足数に達しております。よって会議は成立いたします。

只今から、令和4年2月北名古屋市教育委員会を開会いたします。

日程第1、前議事録の承認を議題とします。

お諮りします。令和3年11月5日の議事録について、承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員、署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（吉田文明）

日程第2、教育長報告に移ります。(1)会議・行事等報告は資料のとおりです。師勝中学校のPTAが日本PTA全国協議会会長の表彰を受けましたので、1月19日にその報告がありました。

教育長（吉田文明）

只今の報告について何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

所管事項報告に移ります。学校教育課説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

資料1をご覧ください。新型コロナウイルス感染症の対応について説明いたします。学校関係者から新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、保健所と相談して、状況に応じて全体または一部を臨時休業しております。臨時休業する理由としては2つあり、1つ目は、濃厚接触者の有無の確認及び施設内の消毒作業のため、2つ目は、同時期に感染経路不明の感染者が複数発生しているなど、施設内で感染が広がっている可能性が高いと判断されるためです。いずれの対応も愛知県教育委員会から示されている臨時休業の考え方のガイドラインに基づいたものです。令和4年1月18日から2月2日までに発生した臨時休業ですが、学級閉鎖については、7校14学級、学年閉鎖については、4校5学年、学校全体の臨時休業については、1校の該当がありました。市のホームページでは、学校名は伏せて「○日から×日まで、学級閉鎖を△学級で行っています。」という表現で情報を載せています。説明は以上です。

教育長（吉田文明）

只今の報告について何かご質問等ございませんか。

（鈴野委員、挙手）

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

教職員で感染者が出た場合、そのクラスは学級閉鎖になりますか。

教育長（吉田文明）

学級担任が感染した場合でも、マスクをして距離をとっている、定期的に換気をしているなど定められた条件をクリアしていれば、学級閉鎖の措置をとらなくても良いとされています。

教育長（吉田文明）

他に質問等はございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

次に、生涯学習課、スポーツ課説明してください。

スポーツ課長（渡辺進）

資料2をご覧ください。生涯学習課とスポーツ課より新型コロナウイルス感染症の対応について説明いたします。まず施設の対応状況ですが、令和4年1月21日から2月13日まで愛知県に「まん延防止等重点措置」が実施されたことに伴い、感染拡大防止の観点から、施設の利用定員を半分に制限するとともに、開館時間を午後9時までにするなど、利用制限を設け対応しています。次に事業の対応状況ですが、生涯学習課が所管する事業については、まん延防止等重点措置の期間については延期や中止等の対応とし、まん延防止等重点措置の期間外については、現時点で実施を予定しております。次にスポーツ課が所管する事業については、ふれあいスポーツクラブが主催するスポーツウェルネス吹矢教室、子どもランニング教室は中止とし、スポーツ協会が主催する武藤弘樹氏トークショーについても中止といたしました。説明は以上です。

教育長（吉田文明）

只今の説明について何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

以上で、所管事項報告を終わります。

日程第2、議事に移ります。

議案第1号「令和4年度全国学力・学習状況調査について」を議題とします。事務局、説明してください。

学校教育課指導監（堀場健二）

議案第1号、令和4年度全国学力・学習状況調査についてご説明申し上げます。令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について、北名古屋市教育委員会としての意思決定を求めます。この案を提出するのは、令和4年度全国学力・学習状況調査の参加について意思決定をする必要があるからです。資料の「令和4年度全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の取扱いについて」をご覧ください。まず、令和4年度全国学力・学習状況調査は「令和4年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき実施いたします。実施要領「7. 調査結果の取扱い」に基づき、学校別調査結果の平均正答数や平均正答率等の公表は行いません。なお、学校別の調査結果の情報開示について、情報開示条例に基づく開示請求があった場合は不開示とします。また任意の情報提供を行わないものとします。不開示とする根拠は、北名古屋市情報公開条例第7条第2号、及び第6号に該当するからです。北名古屋市全体の調査結果の情報開示については、実施要領「7. 調査結果の取扱い」に基づき、市全体の平均正答数や平均正答率の調査結果の公表は行いません。なお、市全体の調査結果の情報開示について、情報開示条例に基づく開示請求があった場合は不開示とします。また任意の情報提供を行わないものとします。不開示とする根拠は、北名古屋市情報公開条例第7条第6号に該当するからです。小学校調査の結果を中学校に送付することについては、学校は保護者の同意を得て、小学校調査の結果を中学校に送付することはできます。ただし、特別な事情のない限り当分の間、行わないものとします。実施しない根拠は、北名古屋市個人情報保護条例第8条第2項(2)～(5)に該当しないこと、また、中学校における小学校調査結果の利活用については、具体的かつ有効な活用等が明示されていないからです。「実施要領」をご覧ください。「3. 調査の対象」ですが、小学校は6年生、中学校は3年生です。「4. 調査事項」の「(1)ア教科に関する調査」ですが、令和4年度の小学校調査は国語、算数及び理科で、中学校調査は国語、数学及び理科です。「(1)イ質問紙調査」ですが、例年どおり、学習意欲等に関する質問紙調査が実施されます。「5. 調査実施日等」は全国一律で令和4年4月19日（火）です。小学校調査は1教科45分、中学校調査は1教科50分です。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（吉田文明）

只今の説明について何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第1号について、ご異議ございませんか。

（全員異議なしの声）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第1号「令和4年度全国学力・学習状況調査について」は承認されました。

次に、議案第2号「令和4年度学校教育目標について」を議題とします。事務局、説明してください。

教育部次長兼学校教育課長（安井政義）

議案第2号、令和4年度学校教育目標についてご説明申し上げます。北名古屋市の令和4年度学校教育目標を別紙のとおりとします。この案を提出するのは、令和4年度学校教育目標を示す必要があるからでございます。学校教育目標は、教育活動を通じて、児童生徒にどのような力を習得させようとするかを、毎年示しているものです。毎年掲げている学校目標は、令和3年度に内容を大きく見直しをしており、令和4年度はその内容を継承するような形となっておりますので、変更点を中心に説明いたします。「1 基本的理念」として、「『自らを高めること』と『社会の担い手となること』を基本とし、ふるさと北名古屋の文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重し包み込む豊かな人間性及び『知・徳・体』にわたる生き抜く力を育む北名古屋の教育を進める。」ことを掲げ、「2 目標」として、「令和の日本型学校教育の構築を目指して、全ての児童生徒の可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びを実現し、児童生徒に『生き抜く力』を育み、信頼される学校教育を推進する。」ことを掲げております。「3 重点目標」の「(1)小中一貫教育を手立てに、令和の日本型学校教育を推進する。」の①として、「個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実することにより、児童生徒が学習指導要領の内容を確実に習得する。」ことで、こちらは令和3年度から変更点があり、「個別最適な学びと協働的な学び」という文言を入れております。指標は「シンキングツールや導入予定のA Iドリルを効果的かつ効率的に活用する。」ことです。②としては、「小学校高学年教科担任制の積極的導入をはじめ、義務教育9年間を通じて育成する資質・能力及び課題等を小中が連携して明確化し、一貫した教育を推進する。」ことで、指標は「小学校高学年教科担任制（英語・算数・理科を含む4教科以上）に取り組む。」ことです。③としては、「英語教育・情報教育・キャリア教育を積極的に推進する。」ことで、指標は「全校で実施する。英語については、中3英検3級程度以上の生徒50%」です。④としては、「北名古屋市版スタートカリキュラムを活用し保育園・幼稚園・認定こども園との連携教育を推進する。」ことで、指標は「全小学校で実施する。」ことです。⑤としては、「全国学力・学習状況調査及び標準学力検査の調査結果に基づき、検証改善サイクルの取組を全校体制で実施する。」ことで、指標は「調査結果（上位層及び下位層割合）が前年度より改善する。」ことです。「(2)いじめ、不登校等への取組を徹底する。」の①として、「学ぶこと、友達と関わるのが楽しい学校・学級づくりに努める。」ことで、指標は「『授業がよくわかる。』が小70%中50%、『学校が楽しい。』が小70%中60%」です。②としては、「不登校児童生徒を対象とするオンライン教育を推進する。」ことで、指標は「全校が取り組む。」ことです。「(3)教育環境を充実する」の①として、「社会に開かれた教育課程の一環として防災教育を核とした地域連携を推進する」ことで、指標は「全校が取り組む」ことです。②としては、「新型コロナウイルス感染症予防対策及び教育継承対策を継続・強化する。」ことで、指標は「校内感染ゼロ及びオンライン学習の実施体制持続・強化100%。」です。③としては、「GIGAスクール構想による一人一台ICT端末と各教室一台のプロジェクターを利活用す

る。」ことで、指標は「授業日のタブレット端末利用率を90%以上（使用授業時数/総授業時数）」です。④としては、「教育の質の向上をめざし、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針や多忙化解消計画等を遵守し、学び続ける教員への支援を充実する。」ことで、指標は「1月あたりの時間外平均在校時間が45時間を超えない」ことです。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（吉田文明）

補足をさせていただきます。「3 重点目標」の(1)の①について、シンキングツールやAIドリルはどちらもタブレット端末を使って行うものですが、シンキングツールは「協働的な学び」に対応した学習ツールで、AIドリルは「個別最適な学び」に対応した学習ツールとして捉えています。また、(3)の①については、昨年から既に始まっておりますが、地域の防災訓練のときに、学校教育の一環として子どもたちも参加できるようにしていこうというものです。避難所の運営に関しては、子どもたち自身も地域住民の一人して役割を果たすことが重要であり、そういうことを学校教育の中で培っていくべきであると考えております。同じく(3)の④の指標の数字ですが、以前は80時間でしたが、北名古屋市はこの指標をほぼ達成しております。先生にゆとりをもって教材研究をしてもらったり、教員としての資質を高める時間を確保してもらうためにも、国が示している45時間という指標を北名古屋市も目指していこうというものです。

教育長（吉田文明）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第2号について、ご異議ございませんか。

（全員異議なしの声）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第2号「令和4年度学校教育目標について」は承認されました。

次に、議案第3号「北名古屋市指定有形文化財の指定について」を議題とします。事務局、説明してください。

教育部参事（市橋芳則）

議案第3号、北名古屋市指定有形文化財の指定について、ご説明申し上げます。北名古屋市文化財保護条例第4条第1項の規定により、次の文化財を北名古屋市指定有形文化財に指定するものとします。この案を提出するのは、文化財の適正な保存と効果的な活用を図るため必要があるからでございます。まず指定までの経緯ですが、令和4年1月19日に北名古屋市教育委員会から北名古屋市文化財保護審議会に、この文化財について諮問をかけ、その後審議の結果、令和4年2月2日に文化財指定について妥当であるとの答申をいただきました。「『木造狛犬』評価書」をご覧ください。こちらが文化財保護審議会からいただいた文化財についての説明と評価です。名称は「木造狛

犬 一対」で阿形と吽形がございます。保管場所は高田寺となっておりますが、元々は高田寺に隣接する白山社というお宮さんで所蔵されていた狛犬です。狛犬を所有されていた方が北名古屋市を離れており、文化財保護の観点から高田寺がそれを受け継がれたため、狛犬ですが、高田寺が所有者となっております。品質構造はヒノキ材の寄木造ですが、尾張地方の瀬戸を中心として、室町時代にたくさん作られた陶製の狛犬に非常に酷似しており、この地域の特色を表した木造の狛犬であるという点で高い評価を受けております。従いまして、尾張で安土桃山時代相当の狛犬を文化財に指定することは十分であると伺っております。なお調査と所見は、和歌山県立博物館館長・京都国立博物館名誉館員である伊東史朗氏によるものです。以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

教育長（吉田文明）

只今の説明について、何かご質問等ございませんか。

（山田委員、挙手）

教育長（吉田文明）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

指定文化財に指定されますと、修復代などが国や県から交付されますか。

教育部参事（市橋芳則）

あくまで北名古屋市の指定文化財ですので、修理費等は市の交付要綱に基づいて市が交付します。市の指定文化財に対しては、国や県からの補助はございませんので、市単体でサポートしていく形となります。

教育長（吉田文明）

その他にご質問等ございませんか。

（しばらく間）

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第3号について、ご異議ございませんか。

（全員異議なしの声）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第3号「北名古屋市指定有形文化財の指定について」は承認されました。

教育長（吉田文明）

連絡事項について、事務局、説明してください。

学校教育課長補佐（川口照恵）

○次回の会議について

教育長（吉田文明）

以上で本日予定しておりました日程は、全て終了しました。

これをもちまして、令和4年2月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午後2時20分 閉会 >